

◎鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第二条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。</p> <p>6 この法律において「緊急対処鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ が大きいものとして政令で定める鳥獣をいう。</p> <p>第三条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>五 緊急対処鳥獣の管理に関する事項</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第二条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。</p> <p>6 この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ 大きいものとして政令で定める鳥獣をいう。</p> <p>第三条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>五 危険鳥獣の管理に関する事項</p>

第四条第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 緊急対処鳥獣の当該都道府県の区域内における生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認める場合においては、当該緊急対処鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項

〔略〕

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 緊急銃猟

(緊急銃猟)

第三十四条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下この章において同じ。）は、緊急対処鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該緊急対処鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によつては的確かつ迅速に当該緊急対処鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、かつ、第三十四条の四

第四条第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 危険鳥獣の当該都道府県の区域内における生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認める場合においては、当該危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項

〔略〕

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 緊急銃猟

(緊急銃猟)

第三十四条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下この章において同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によつては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による

の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該緊急対処鳥獣について銃猟をすることができる。

2 5 〔略〕

（緊急銃猟等のための土地の立入り等）

第三十四条の三 市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした緊急対処鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができる。

2 〔略〕

〔略〕

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条、附則第三条及び附則第四条第一項の規定 公布の日
- 二 第三条第二項及び第四条第二項の改正規定 公布の日から起

措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

2 5 〔略〕

（緊急銃猟等のための土地の立入り等）

第三十四条の三 市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができる。

2 〔略〕

第三十四条の四 第三十四条の六 〔略〕

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条及び附則第三条の規定 公布の日
- 二 第三条第二項及び第四条第二項の改正規定 公布の日から起

算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第四条 政府は、この法律の公布後速やかに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等における「鳥獣」の用語の見直しについて、「野生動物」を用いた用語とする方向で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2| 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第四条 [新設]

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。